

第 2 章 特掲診療料 第 4 部 画像診断 第 5 節 特定保険医療材料料
E401 特定保険医療材料（フィルムを除く。）

E401 特定保険医療材料（フィルムを除く。）	材料価格を 10 円で除して得た点数
-------------------------	--------------------

「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」（令和 6 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 57 号）

告示	通知
注 使用した特定保険医療材料（フィルムを除く。）の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。	

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する告示」
（令和 6 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 61 号）より抜粋

016 テクネシウム^{99m}ガス吸入装置用患者吸入セット 5,900 円

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
（令和 6 年 3 月 5 日 保医発 0305 第 8 号）

016 テクネシウム^{99m}ガス吸入装置用患者吸入セット

- (1) テクネシウム^{99m}ガス吸入装置用患者吸入セットは、テクネシウム^{99m}ガス吸入装置（承認番号 04B 輸第 1045 号）に使用される患者吸入セットを使用した場合に算定できる。
- (2) テクネシウム^{99m}ガス吸入装置用患者吸入セットには超微粒子発生槽、呼気フィルター及び連結チューブが含まれており、別に算定できない。